

看護学教育における倫理綱領

(2024年5月31日)

改訂にあたって

日本看護系大学協議会は、看護学教育の充実のために、2007年に「看護学教育における倫理指針」を発出し、2008年に最初の改訂を行った。それから16年が経過する中で、看護学教育を取り巻く国内外の社会情勢は大きく変化した。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大と科学技術の進歩は、教育方法や育成すべき人材像に影響を及ぼした。

「看護学教育における倫理綱領」は、我が国が目指す社会や国際通用性を踏まえて「看護学教育における倫理指針」に改訂を加え、これからの看護学教育に求められる倫理についてまとめたものである。

I. 目的

本綱領は、看護学教育に携わる全ての教員の行動の規範となる看護学教育における倫理について明示する。看護学教育における倫理は、各教員の裁量のもとで具現化される。本綱領は、看護学教育に携わる教員一人ひとりが自らの教育活動の道標として活用されることを目的とする。さらに、その実現に対する組織的な支援を、各教育機関が行うために活用することを期待する。

II. 基本的考え方

本綱領は、日本国憲法が保障する学問の自由、思想・良心の自由、教育を受ける権利と、教育基本法が定める教育の目的や教員の責務を遵守する。

また教員には、自らが看護職の職業倫理を遵守し学生の規範となって看護学教育を行うことが求められることから、日本看護協会の「看護職の倫理綱領」(2021年)、国際看護師協会の「ICN看護師の倫理綱領」(2021年)、全米看護連盟の「看護教育の倫理原則」(2012年)、米国教育倫理推進評議会の「教育者のためのモデル倫理綱領」(2023年)、及び国内の高等教育における教員の倫理に関する文献等、国内外の看護職や教育者の倫理に準拠する。

加えて、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(2018年)、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(2021年)、及び「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」(2022年)に示される高等教育が目指す姿を踏まえ、情報通信技術の発展や地球環境の保護も考慮した近未来の看護学教育に求められる倫理について言及する。

III. 看護学教育における倫理指針

日本看護系大学協議会は、基本的考え方に基づき5つの倫理指針を設ける。

1. 看護学教育に携わる教員は、学生の人格を尊重し多様性を認め、尊厳を保障する。

看護学教育に携わる教員が学生の人格と尊厳を尊重した教育活動を展開することにより、学生もまた、看護の対象となる人々の価値観を尊重することの重要性と必要性を理解し、高い倫理観を持つ専門職に成長することが期待できる。

看護学教育に携わる教員は、学生のみならず他者への差別につながる言動がないよう留意するとともに、自身の価値観のみで学生を評価・批判することを避ける。看護学教育に携わる教員は、学生の価値観に理解を示し、学生の創造性の向上や自由なキャリアプランの立案を支援する。また、看護学教育に携わる教員は、教育活動や学生との関係において、ハラスメントが発生しうることを自覚し、その防止に努める。

さらに、看護学が人を対象とする学問であるがゆえに、学生の人格的成長の涵養も看護学の教育活動に内包される。看護学の学修者である学生の多くが青年期の発達課題に直面しており、学生自身の発達課題に直面し苦悩しながら、看護の対象となる人々の幅広い年代の発達課題の理解と健康問題の解決に果敢に取り組んでいる。看護学教育に携わる教員は学生が人格的成長過程にあることを理解し、寛容に学生を受けとめ成長を支援する。

2. 看護学教育に携わる教員は、学修者本位の立場に立って学生の教育を受け権利を保障し、公平・公正な成績評価を行う。

学生は、入学を許可した教育機関が掲げる目標に沿って適切に構成された教育を受ける権利を有する。看護学教育に携わる教員は、学修者本位の教育を理解し、互いに連携・協働して教育活動を展開する。

看護学教育に携わる教員は、評価者と被評価者という教員と学生の関係が権威勾配を生じやすいことを認識し、学生の批判に耳を傾け、過剰な課題を課すことや一方的な指導を避け、学生一人ひとりが個人の意向や能力に応じた教育を受けられるように留意する。また、学生が臨地実習等の緊張しやすい環境での学修に臨む際には、人的・物的環境に気を配り、学生のストレス軽減や苦痛の回避を図る。

看護学教育が国家資格と結びつく教育であることから、成績評価は学生の利益に直結する。成績評価においては、評価基準・方法を明確にし、公平・公正な評価を行う。

3. 看護学教育に携わる教員は、教育者としての責任を自覚し、教育の質を保証するとともに、質を向上するために絶えず努力し自己研鑽に努める。

看護学教育に携わる教員は、自大学の教育理念に基づき、卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの3方針に従い教育目標を設定する。その場合、看護実践の学修に伴う学生の権利を擁護するとともに、学生から看護を受ける人々への配慮も考慮し、教育目標を慎重に吟味し設定する必要がある。また、設定した目標を学生に示し、それを達成で

きるよう学生個々の主体的な学修を支援する。その際、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を可視化して学生自身が実感できるような教育を行うことが重要である。さらに、学修成果として、学生が何を獲得したのかを確認することも教育の質保証に不可欠な活動である。

これらの活動に加え、看護学教育に携わる教員は、最新の情報や研究に基づく知識や技術を提供するため、自らも学術的な活動に関わり看護学の発展に寄与することが求められる。

4. 看護学教育に携わる教員は、教育活動や研究・臨床実践活動における個人情報 の有用性と保護の重要性を認識し、情報倫理の遵守とその教育に努める。

もとより看護は、選択的に収集した対象のデータを解釈・統合して意味ある情報に変換し、それを他者と共有して活用する機能を内包する。看護学教育に携わる教員は、個人情報の有用性並びに個人情報の保護の重要性を認識したうえで、最新の情報リテラシーを保持し、情報の可用性、機密性、完全性を確保しながら時代に応じた質の高い情報処理を行うための教育を提供する必要がある。

また、看護学教育に携わる教員は、自らの行動が学生の教育の模範となることを常に意識し、法令やガイドラインを遵守するのはもちろんのこと、看護業務や周辺環境に普及してきた情報通信技術の進歩や社会情勢の変化によって新たに生じる問題に対処するための倫理的判断を通じて、自らの教育活動や研究活動、臨床実践活動のそれぞれにおいて情報倫理の遵守に努める。これには、個人情報の適切な取り扱い、プライバシーの尊重、知的財産権の保護、ネットエチケット、情報セキュリティ対策など、自分が被害者にも加害者にもならないための行動が含まれる。

5. 看護学教育に携わる教員は、持続可能な社会の実現に向けて社会の諸問題 への関心を持ち、地球環境に対する配慮を行う。

人々の生命と健康に深くかかわる看護の営みは、常に社会の在り様と深い関連性を持つ。看護学教育に携わる教員は、国内外で起こっている社会的な諸問題への高い関心を持ち続け、対応することが求められる。持続可能で強靱な社会と人々の幸福の実現を目指す視座に立ち、教育活動に伴う地球環境への影響を考慮して、環境破壊の防止と環境保護に積極的に取り組む。これらの地球環境に配慮する姿勢を示すことにより、学生の社会的諸問題への関心を高めることが期待される。

IV. 看護系大学に期待される役割

看護系大学には、本綱領が示す倫理指針に基づいた看護学教育の実現に向けて、組織的に取り組むことが期待される。これには、自大学の倫理に関する方針の明示、実現に向けたシステム構築・点検・整備、各教員の自己研鑽の支援が含まれる。

本綱領が示す倫理指針の具現化において、教員が倫理的苦悩や疲弊感に直面する危険性がある。看護系大学には、教員間、及び学生－教員間において、互いの人格を尊重し合えるハラスメントのない組織風土を醸成することが求められる。同時に、教員のwell-beingが侵害されることなく保たれ、遺憾なく教育活動に尽力できる組織づくりに取り組むことが期待される。

併せて看護系大学には、学内外の教育環境の整備が求められる。学内の教育環境には、講義室、実習室等の物理的環境、教職員等の人的環境、ICT設備、図書、データベース等の情報環境が含まれる。看護学教育において、学外の臨地実習施設等での学修が重要であることから、関連機関との倫理的認識に関する合意形成を行うことも重要である。

V. 今後の展望

本綱領に基づく倫理指針を規範とした看護学教育の実現には、十分な教員の配置等の教育資源の確保が不可欠である。看護学教育に携わる教員の倫理的苦悩や疲弊感、教員不足に伴う多重責務や克服困難な問題が存在し、これらが教員の well-being と健全かつ最適な看護学教育の妨げになっている現実を踏まえ、教育資源の確保のための社会への働きかけが求められる。

また、看護学を取り巻く社会情勢や教育方法が絶え間なく変化していることを踏まえ、本綱領は定期的に見直され、改訂される必要がある。

<参考文献>

- ・公益社団法人日本看護協会：看護職の倫理綱領（2021年版）
- ・国際看護師協会：ICN 看護師の倫理綱領（2021年版）
- ・National League for Nursing：Ethical Principles for Nursing Education, 2012.
- ・American Association of Colleges of Nursing：The Essentials: Core Competencies for Professional Nursing Education, 2021.
- ・National Education Association：Code of Ethics for Educators, 2020.
- ・National Council for the Advancement of Educator Ethics：Model Code of Ethics for Educators 2nd edition, 2023.
- ・中井俊樹：特別寄稿 高等教育機関の教員の役割と教育の倫理，看護教育研究学会誌，13(2)，61-67，2021.

「看護学教育における倫理指針」改訂組織

■ 担当委員会 高等教育行政対策委員会

委員長 岸 恵美子 (東邦大学看護学部)
副委員長 石井 邦子 (千葉県立保健医療大学健康科学部)
委員 荒木 暁子 (東邦大学看護学部)
石垣 和子 (日本看護系大学協議会)
石橋 みゆき (千葉大学大学院看護学研究院)
島袋 香子 (日本私立看護系大学協会, 北里大学)
野村 陽子 (新見公立大学)
藤井 ひろみ (大手前大学国際看護学部)
宮本 千津子 (東京医療保健大学千葉看護学部)

■ 綱領案作成者 「看護学教育における倫理指針」改訂ワーキング

石井 邦子 (千葉県立保健医療大学健康科学部)
石垣 和子 (日本看護系大学協議会)
手島 恵 (東京医療保健大学大学院看護学研究院)
中山 登志子 (千葉大学大学院看護学研究院)
前田 樹海 (東京有明医療大学看護学部)
山田 聡子 (日本赤十字豊田看護大学)

発行元 一般社団法人日本看護系大学協議会 (JANPU)
代表理事 鎌倉 やよい
事務局 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5 大沢ビル 6階
TEL : 03-6206-9451 / FAX : 03-6206-9452
E-mail : office@janpu.or.jp

<https://doi.org/10.32283/rep.14d083cd>